

広島市条例第29号

令和8年3月27日

広島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

広島市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年広島市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「1万円」に改め、同号ただし書中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項中「については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族（以下この条）」を「（次項）に、「383円を、第3号から第6号」を「433円を、第2号から第5号」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに令和 8 年 4 月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年 3 月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。